

# 国際金融と経済安全保障

～経済安全保障政策における財務省の役割～

2023年6月15日（木）

財務省国際局 国際調査室長

杉浦 達也

# 1. 国際金融と経済安全保障（具体的なツール）

## 【国際金融】

- 国際金融政策：**国境を超える資金の動きに関する政策**（e.g. 国際通貨政策、開発金融政策）
- グローバル化やIT化、デジタル技術の発展により、世界各国の経済的なつながりは益々深まり、**国際的な資金移動もこの数十年で飛躍的に活発化・複雑化**
- 二国間、多国間（G7・G20等）、国際機関（IMF・世銀等）の場における議論・交渉

## 【国際金融と経済安全保障】

- 世界各国の経済が相互に密接に結びついた現代社会において、**国際金融は、【特に、基軸通貨である米国にとって】国家間の攻撃・防御の有効なツール**（特に2001年の9.11テロ以降）
- 経済ツールを活用した地政学的国益の追及：「Economic Statecraft」⇒ **国際金融が主戦場**

## 【具体的なツール】

- 国家/世界の安全保障を脅かす者に対する資金供給ルートの断絶（**金融制裁**）
- 軍事など重要技術の流出など自国の安全を脅かす可能性のある**対内直接投資**に対する規制
- マネロン・テロ資金供与・拡散金融（大量破壊兵器の拡散につながる資金の供与）など国際金融システムの悪用に対応するための政策協調 ⇒ **金融活動作業部会（FATF）**

★ 国際金融における安全保障ツールの根拠法：**外国為替及び外国貿易法（外為法）**

## 2. 外為法（外国為替及び外国貿易法）の概要

### ポイント

- ▶ 外為法は、対外取引（海外との間の支払や各種取引）に関する基本法。
- ▶ 外為法制定（1949年）当初、外貨集中管理と国内産業再建のため対外取引は原則禁止であったが、その後段階的に自由化が進み、現在は、対外取引は原則として自由な枠組み。
- ▶ 経済制裁等、国際金融システムの濫用防止のための資産凍結等の措置を実施する法律としても機能。
- ▶ 安全保障目的、経済有事への対処における、対外取引の制御ツールとしての機能も有する。
- ▶ 外為法に基づいて徴求された報告データは、国際収支統計の作成や市場動向の把握にも利用される。

### 外為法の目的（外為法第一条）

この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



- **原則**・・・**対外取引が自由に行われることが基本**
- **例外**・・・**必要最小限の管理又は調整** → 対外取引に制限がかかる場合がある
  - ① **経済制裁**：テロ、国際約束に違反した核兵器の開発などに関する資金の遮断、資産凍結
  - ② **投資規制**：防衛産業、原子力、水道、鉄道、農林水産業など、海外資本による買収に一定の制限
  - ③ **経済有事**：外国為替市場の急激な変動、急激な資本フローによるマクロ経済への悪影響が及ぶ場合

# 【お知らせ】外為法に基づく不動産取得に関する報告制度

## 【制度概要】

- **非居住者が本邦にある不動産**又はこれに関する権利（賃借権等）**を取得した場合、当該非居住者は、「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」を取得後20日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要。**（外為法55条の3）
- 本報告書の作成・提出は、取得者である非居住者自身のほか、居住者である**代理人（不動産仲介業者等）による作成・提出も可能**。また、本報告書は、書面による提出のほか、**オンラインシステムによる提出も可能**。報告書の様式・提出方法の詳細は、日本銀行HPに掲載。

<https://www.boj.or.jp/about/services/tame/index.htm>

（注）本報告書は、いわゆる**投資目的で取得する場合に提出する必要**があり、以下のものは提出不要

- 非居住者本人等の居住用目的の取得
- 非営利目的の業務を行うための取得
- 非居住者本人の事務所用としての取得
- 他の非居住者からの取得

不動産・その権利を取得



取得者又は代理人



オンラインシステムでの提出が可能です！  
是非ご利用ください。



日本銀行を経由して  
財務大臣に提出

## 外為法に基づく「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」の提出

- 外国為替及び外国貿易法(外為法)では、**非居住者が本邦にある不動産又はこれに関する権利(賃借権等)を取得した場合には、当該非居住者は、「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」を取得後 20 日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります。**
- 本報告書の作成・提出は、取得者である非居住者自身のほか、**居住者である代理人(不動産仲介業者等)による作成・提出も可能**です。また、本報告書は、書面による提出のほか、**オンラインシステムによる提出も可能**です。報告書の様式・提出方法の詳細は、日本銀行ホームページ(<https://www.boj.or.jp/about/services/tame/index.htm>)に掲載しています。
- ✓ 「居住者」とは、日本国内に住所又は居所を有する個人及び日本国内に主たる事務所を有する法人その他の団体(外国法人の日本国内にある支店等を含む。)をいいます。「非居住者」とは、居住者以外の個人及び法人その他の団体をいいます。
  - ✓ 本報告書は、いわゆる**投資目的で取得した場合に提出する必要があり、以下のいずれかに該当する場合には、提出が不要**です。
    - ①非居住者本人又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業員の居住用目的で取得したものの(別荘やセカンドハウスは、「居住用目的」には該当しないため、本報告の提出が必要です。)
    - ②本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が、当該業務遂行のために取得したものの。
    - ③非居住者本人の事務所用として取得したものの。
    - ④他の非居住者から取得したものの。

不動産・その権利を取得



取得者又は代理人



日本銀行を経由して  
財務大臣に提出



**オンラインシステムでの提出が可能です！！  
是非ご利用ください。**



【お問い合わせ先】  
財務省国際局調査課外国為替室 TEL 03-3581-4111 (内線 5289)  
日本銀行国際局国際収支課 TEL 03-3277-2107